



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

平成31年春の主な法改正

○ 平成31年3月分(4月納付分)から健康保険料率改定 (カッコ内は被保険者負担分)

- ・東京都 9.90% (4.950%) 変更なし
- ・千葉県 9.81% (4.905%) 引下げ
- ・埼玉県 9.79% (4.895%) 引下げ
- ・神奈川県 9.91% (4.955%) 引下げ
- ・栃木県 9.92% (4.960%) 変更なし
- ・茨城県 9.84% (4.920%) 引下げ
- ・群馬県 9.84% (4.920%) 引下げ

○ 平成31年3月分(4月納付分)から介護保険料率改定(カッコ内は被保険者負担分)

- ・全国一律 **1.73% (0.865%)** 引上げ

○ 労働条件の明示が電子メール等でも可能に

これまで労働条件の重要事項については、書面での明示が義務づけられていましたが、平成31年4月1日から労働者が希望する場合には、労働条件の通知をFAXまたは電子メール等で送ることも可能になります。

36協定の提出はお済みですか

新年度のスタートにあたり、**36協定**(時間外労働及び休日労働に関する協定届)の提出はお済みでしょうか？
中小企業の場合、新様式での届出は来年4月から義務化されます。

残業上限時間(1か月あたり45時間)を大きく超える特別条項による延長時間の取り決めについては注意が必要です。

また、労働者の過半数を代表する者の選出も適正な方法で行うことが求められます。

統計不正問題に伴う追加給付

毎月勤労統計の不正調査で生じた雇用保険などの過少給付について、厚生労働省が追加給付を行います。追加給付の主な内訳は、雇用保険の失業給付・育児休業給付・介護休業給付、労災保険の年金給付・休業(補償)給付、事業主向け助成金など。

過去に受給を終えた人への追加給付は、雇用保険が本年11月ごろ、労災保険の年金給付が10月ごろ、休業(補償)給付が9月ごろから順次始まる見通しで、対象者には郵送で「お知らせ」が来る予定です。

なお、本件に関して役所が直接電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。

定年退職予定者セミナーを実施

家村は、2月15日(金)「定年退職予定者セミナー」にて多くの参加者に退職後の年金・雇用保険の制度や手続きについて講演しました。**4月20日(土)にはつくば市で実施**予定です。

また、1月20日、2月9日の両日にわたり、亀有で非営利組織を対象として、行政から依頼された講座の講師も務めました。



